

## 津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領

|    |            |
|----|------------|
| 制定 | 平成27年4月20日 |
| 改正 | 平成28年4月1日  |
|    | 平成31年4月1日  |
|    | 令和元年7月16日  |
|    | 令和2年4月1日   |
|    | 令和3年4月1日   |
|    | 令和3年7月1日   |
|    | 令和4年6月29日  |
|    | 令和5年3月31日  |

### (趣旨)

第1条 市長は、市外から市内に自らが定住する目的で住宅を新築又はリフォームした者に対し、津山市木づかい定住促進対策補助金（以下「定住補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及び津山市林業振興補助金交付要綱（平成27年津山市告示第36号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「定住」とは、市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

### (補助対象者)

第3条 定住補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 津山市地域材で家づくり支援補助金（以下「家づくり補助金」という。）又は津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金（以下「リフォーム等補助金」という。）の交付決定及び額の確定通知を受けた住宅に居住し、又は入居する者。
- (2) 家づくり補助金又はリフォーム等補助金の交付申請日を1日目として遡って90日以内のいずれかの時点で市外に住所が継続して1年以上ある者で、定住補助金申請日において津山市内に住所がある者。
- (3) 第1号の通知を受けた日から翌年度3月31日までの間に定住補助金の申請ができる者。
- (4) 前号の期間に三世帯世帯居住促進補助金の交付申請をしない者。
- (5) 第1号の補助対象となる住宅に入居し、定住する意思がある者。
- (6) 市税等の滞納がないこと。
- (7) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) その他市長が必要と認める要件。

### (補助金の額)

第4条 定住補助金の交付額は、予算の範囲内で別表1のとおりとする。

2 リフォーム等補助金の交付に伴い本補助金を交付する場合、前項における交付額は、

リフォーム等補助金の交付額及び本補助金の交付額の合計がリフォーム等補助金の対象となった地域材材料費を超えない範囲で交付する。

(補助金の交付申請書)

第5条 定住補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定住誓約書(様式第2号)

(2) 住民票の写し(申請日から3箇月以内に発行されたもの。)

(3) 戸籍の附票等、家づくり補助金又はリフォーム等補助金の交付申請日から遡って90日以内のいずれかの時点で、市外に住所が継続して1年以上あることが確認できるもの。ただし、家づくり補助金又はリフォーム等補助金の交付申請の添付書類として提出された書類で確認できる場合は、提出を省略することができる。

(4) 申請者の市税等の完納証明書(申請日から3箇月以内に発行されたもの。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、定住補助金の交付申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、津山市木づかい定住促進対策補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知は、津山市補助金交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条により定住補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに請求書(様式第4号)により定住補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号の一に該当する場合は、定住補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した定住補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第9条 市長は、この要領を適用して定住補助金を交付した住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年 7 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後において、平成 31 年 4 月 1 日施行の津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付要領第 11 条の規定による津山市地域材利用住宅リフォーム補助金交付決定及び額確定通知書については、この要領の第 3 条第 1 号の規定によるリフォーム等材料費補助金の交付決定及び額の確定通知書とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の津山市木づかい定住促進対策補助金交付要領に定める様式により作成された用紙のあるときは、この要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 1

| 区分        | 定住補助金        |
|-----------|--------------|
| 家づくり補助金   | 500,000円/戸   |
| リフォーム等補助金 | 上限150,000円/戸 |